

基本計画の骨子（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格・役割
- 3 計画の期間

第2章 子育て支援・少子化対策をめぐる現状と課題

- 1 少子化の進行とその背景
 - (1) 少子化の状況
 - (2) 少子化の要因
 - (3) 少子化の要因の背景
- 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境
 - (1) 子育て家庭の状況
 - (2) 仕事と子育ての状況
 - (3) 子どもの状況

第3章 計画の目標と基本方針

- 1 めざす社会の姿
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 基本方針
- 5 今後取り組むべき重点施策

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

- 1 施策体系
- 2 ライフステージに応じた施策の展開
- 3 目標指標

第5章 幼児期の教育・保育の見込み・確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期

第6章 計画の推進

- 1 主体の役割と協働
- 2 国への要請
- 3 計画の推進体制と進行管理

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

○これまでの県の取組み

富山県では、平成21年6月に制定した「子育て支援・少子化対策条例」や、平成22年に策定した「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン」に基づき、子育て支援・少子化対策のための様々な取組みを進めてきた。

○国の動き

・子ども・子育て関連3法の成立

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、この法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行予定とされている。

この新制度では、都道府県が、子ども・子育て会議を設置し、地域のニーズを踏まえた事業計画を策定することとされている。

・次世代育成支援対策推進法の延長

平成17年4月から10年間の時限立法の「次世代育成支援対策推進法」が、平成26年4月に10年間延長されることが国会で議決。

○新計画の策定

子育て支援・少子化対策条例では、子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための基本計画を策定することとしており、策定から5年を経過する「みんなで育てる とやまっ子みらいプラン」の後期計画として作成。

2 計画の性格・役割

子育て支援・少子化対策条例に基づく計画

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

【新】子ども・子育て支援法に基づく事業計画

【新】子ども・若者育成支援推進法に基づく計画

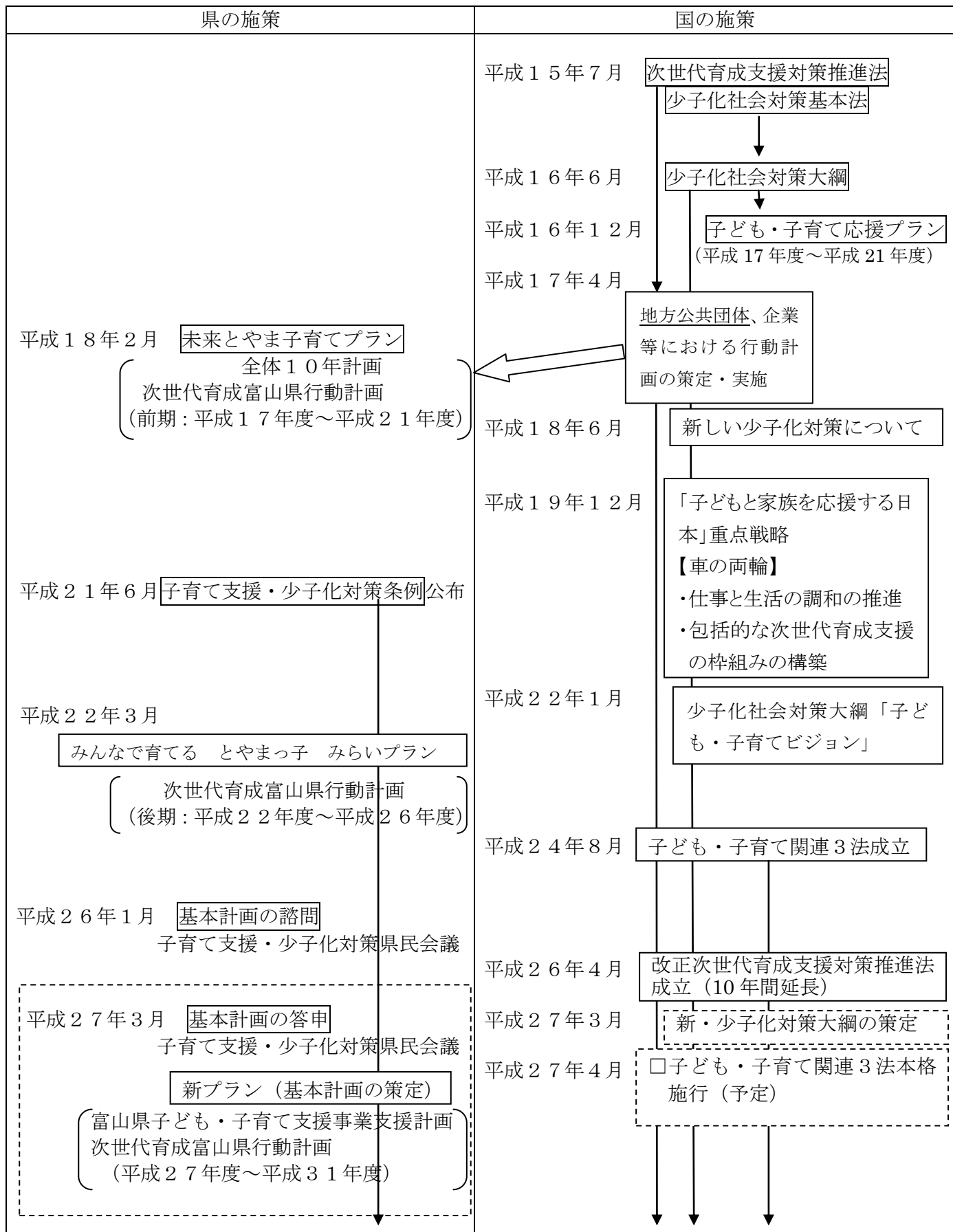
の性格も併せ持つ法定計画。

すべての県民が、一体となって子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、その実現に向けたそれぞれの役割を示すもの。

3 計画の期間

平成27年度を初年度、平成31年度を目標年度とした5か年の計画。

<子育て支援・少子化対策の動向>



第2章 子育て支援・少子化対策をめぐる現状と課題

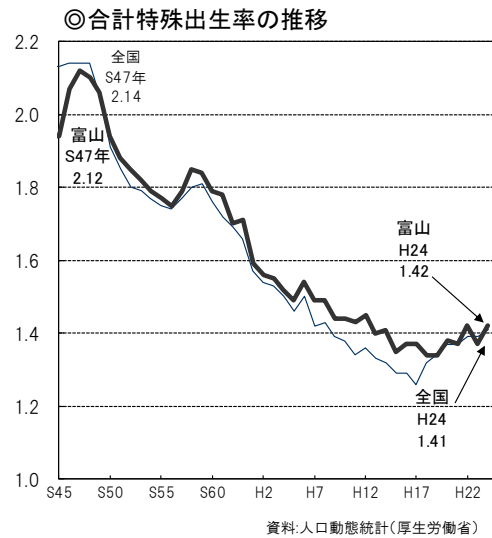
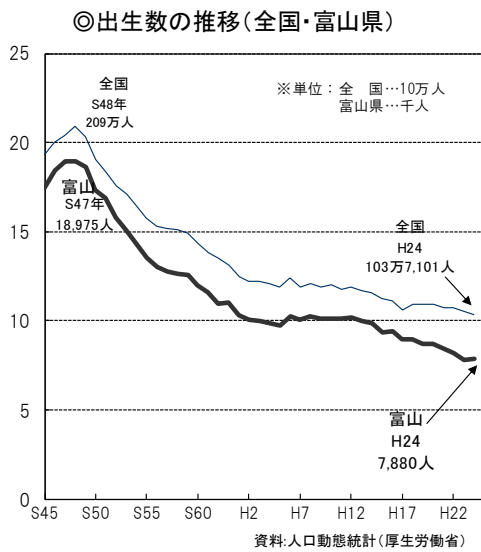
1 少子化の進行とその背景

(1) 少子化の状況

①出生の動向

出生数は、昭和47年をピークに減少傾向にあり、平成13年に1万人を割り込み、平成23年には8千人を割り込んでいます。平成24年は過去最低だった前年を上回り、平成16年以来8年ぶりの増加となったものの、8千人台には達せず、依然として少子化の傾向が続いています。

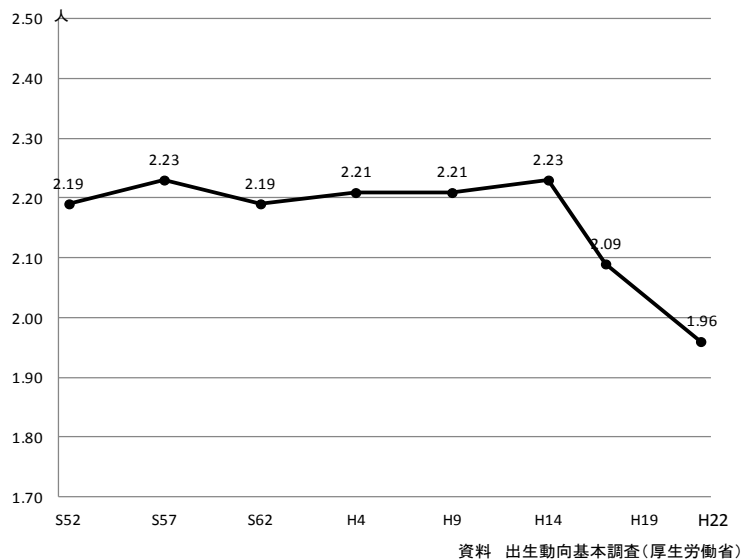
合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数）は、平成24年度で1.42と、全国平均1.41を上回っているものの、減少傾向が続いています。



②夫婦の出生力の推移

全国の完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生子どもの数）は、平成14年より減少を続けており、平成22年では1.96人となっています。

◎夫婦の完結出生児数の推移(全国)

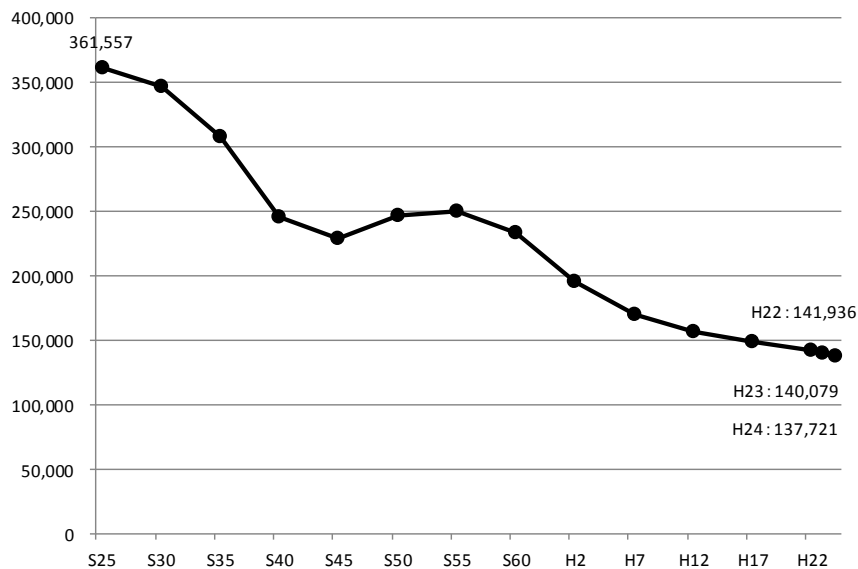


③子どもの人口割合の推移

子どもの数（15歳未満）は、平成24年は約138千人と減少傾向が続いています。

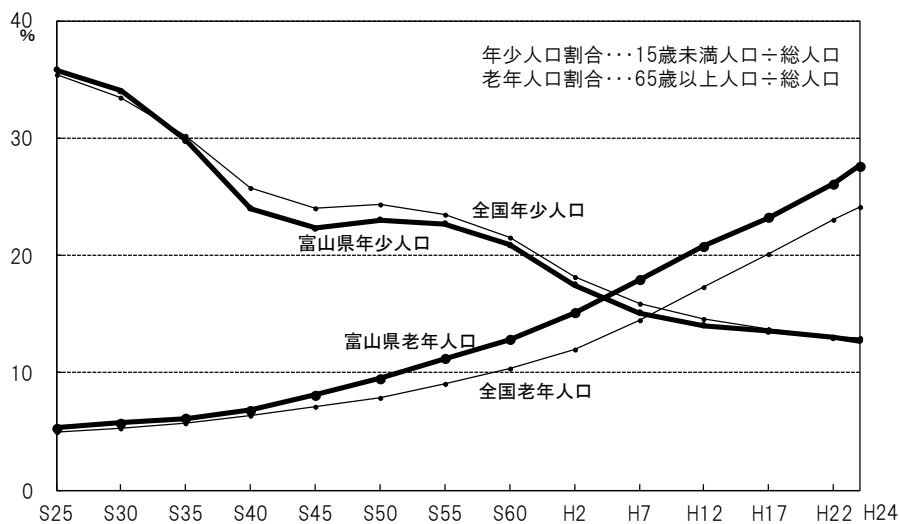
また、富山県の人口に占める15歳未満の子どもの割合（年少人口割合）は、平成17年13.5%、平成22年13.1%、平成24年12.7%と年々低下しています。

◎子どもの数の推移(富山県)



資料: 国勢調査、人口推計(総務省)

◎年少人口割合及び老年人口割合の推移(全国、富山県)



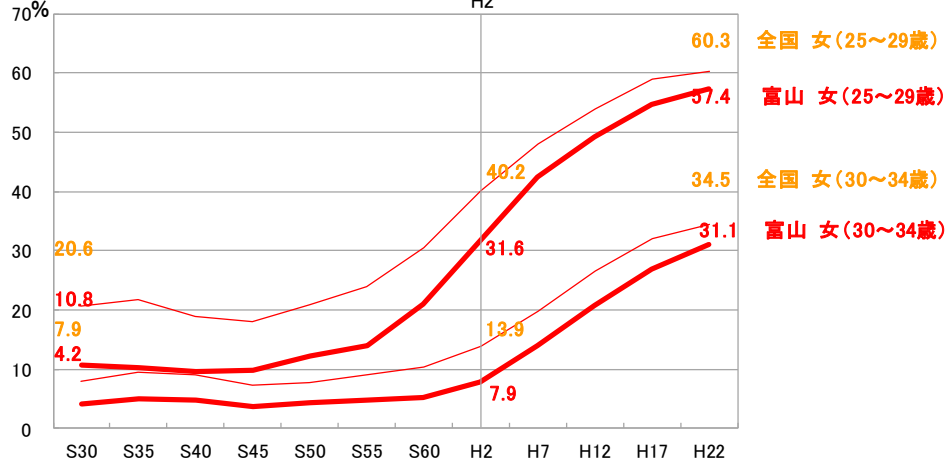
資料: 国勢調査、人口推計(総務省)

(2) 少子化の要因

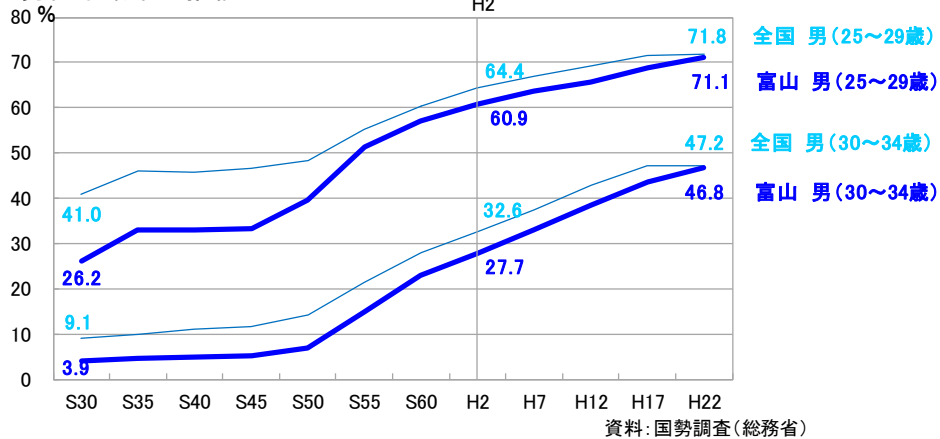
① 未婚化の進行

近年、男女ともに未婚化が進んでおり、特に30～34歳の女性の未婚率は、平成2年には7.9%であったものが、平成22年には31.1%と、大幅に上昇しています。

◎女性未婚率の推移



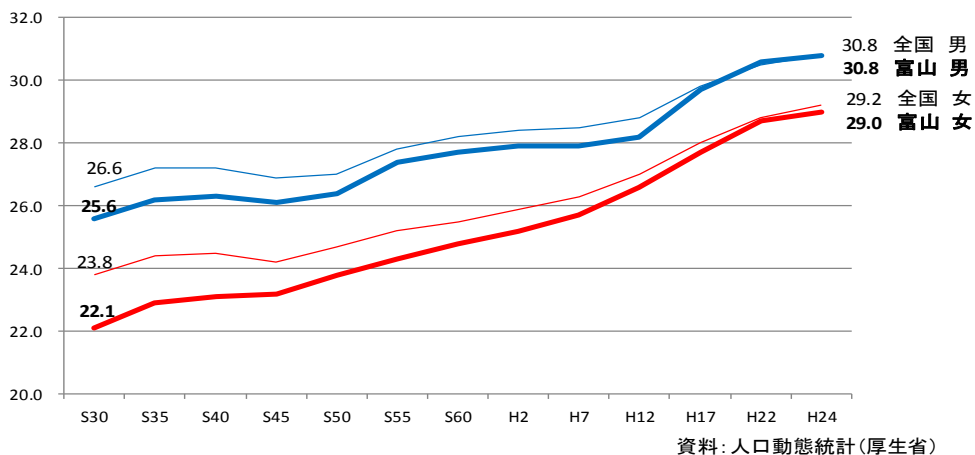
◎男性未婚率の推移



② 晩婚化の進行

平均初婚年齢についても、平成24年には男性30.8歳、女性29.0歳と、男女ともに年々上昇しています。

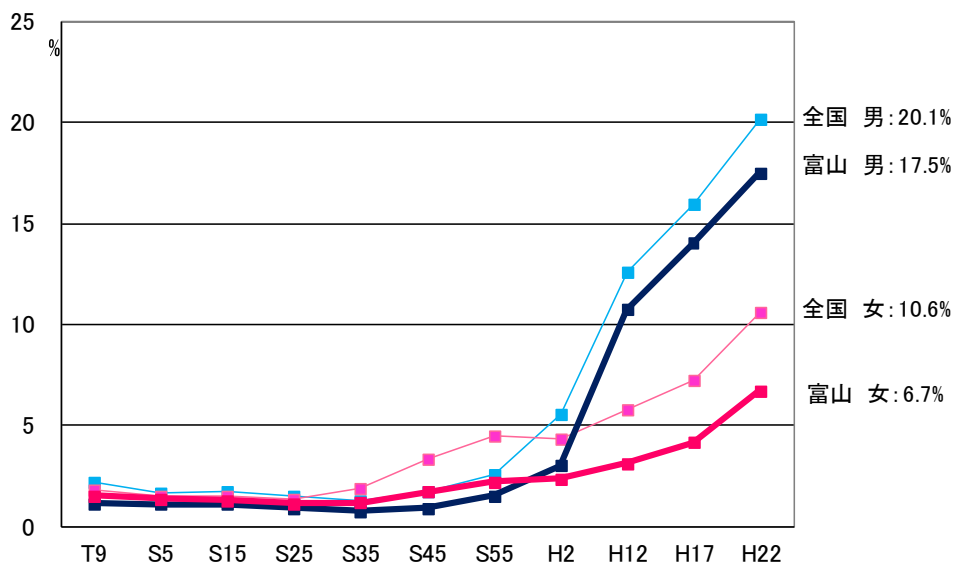
◎平均初婚年齢の推移



③非婚化の進行

生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合）は、特に男性で平成2年から大幅に上昇しており、平成22年では17.5%と、約6人に一人は結婚経験がありません。

◎生涯未婚率の推移

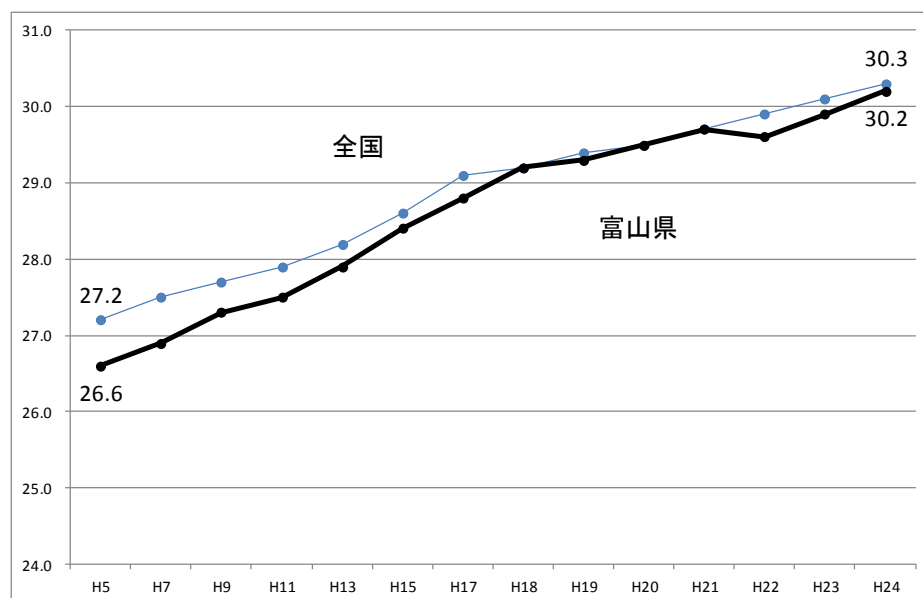


資料 国勢調査(総務省)

④初産年齢の上昇

第一子出生時の母親の平均年齢は全国と同様に上昇傾向にあり、平成5年に26.6歳だったのに対し、平成24年には30.2歳となっています。初婚年齢が高くなることに伴って、晩産化の傾向が現れています。

◎平均初産年齢の推移



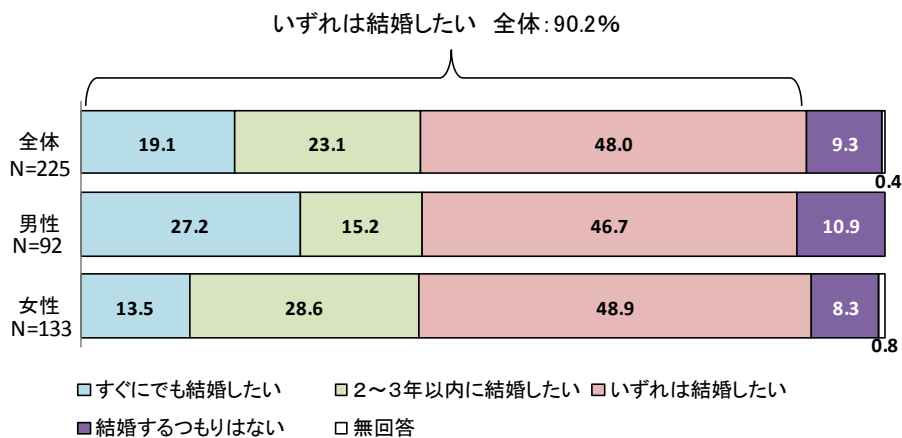
資料 人口動態統計(厚生労働省)

(3) 少子化の要因の背景

①結婚に対する意識の変化

平成 23 年に行った県の意識調査によると、20 代、30 代の未婚者の約 9 割がいずれは結婚したいと考えています。

◎結婚に対する意識

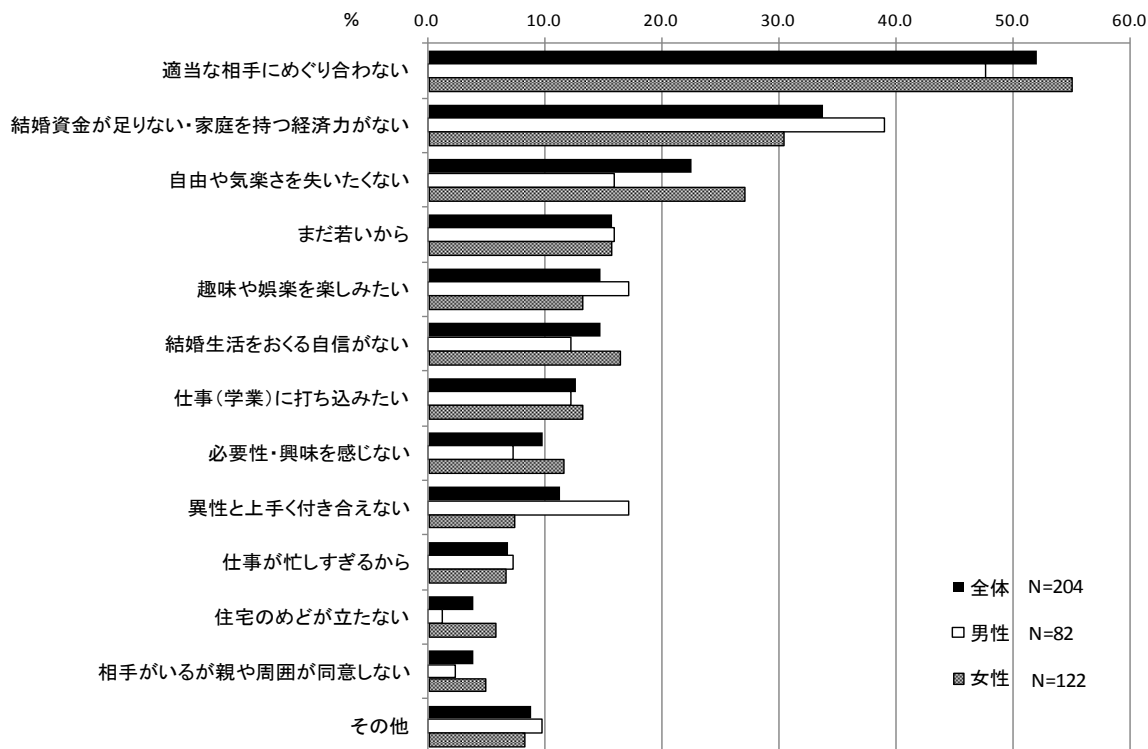


資料 「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

②結婚しない理由、結婚できない理由

現在結婚していない理由としては、「適当な相手にめぐり合わない」が男女とも最も高くなっています。男女間で差異が大きいのは、「自由や気楽さを失いたくない」が男性 15.9%に対し女性 27.0%である一方、「異性と上手く付き合えない」が男性 17.1%に対し女性 7.4%となっています。

◎現在、結婚していない理由

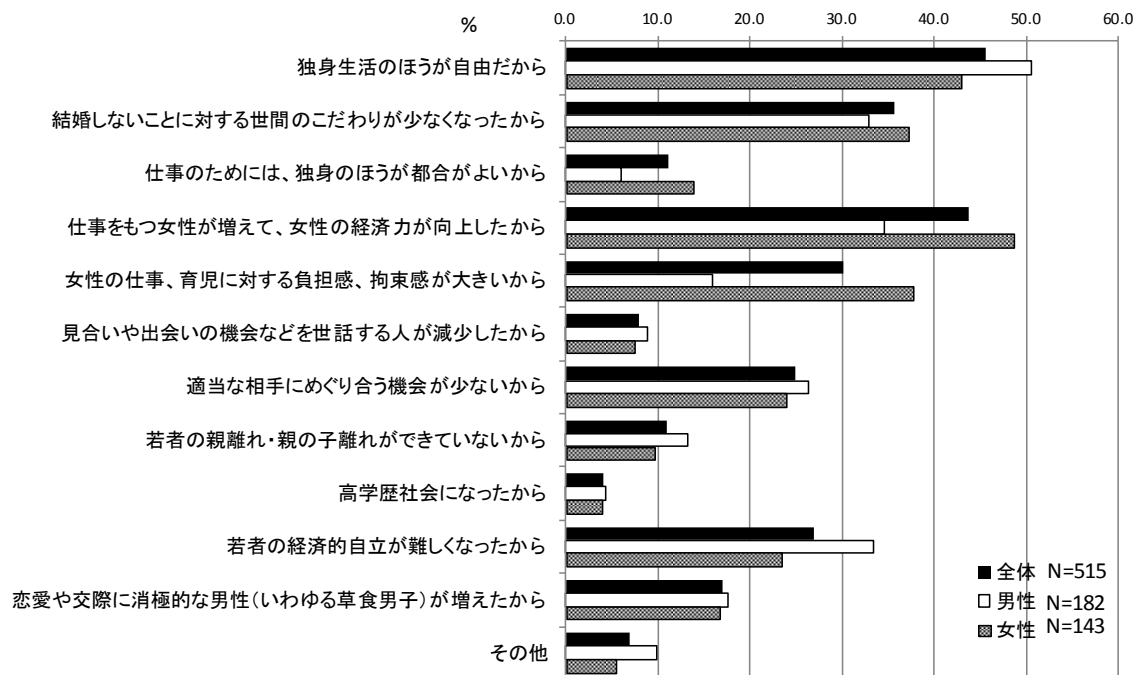


資料 「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

③未婚・晩婚化の理由

未婚化・晩婚化の理由として、「独身生活のほうが自由だから」という意見が全体として多くなっています。男女に大きな差があるものは、「仕事をもつ女性が増えて、女性の経済力が向上したから」や、「女性の仕事、育児に対する負担感、拘束感が大きいから」について、女性の回答が高くなっています。

◎未婚・晩婚化の理由

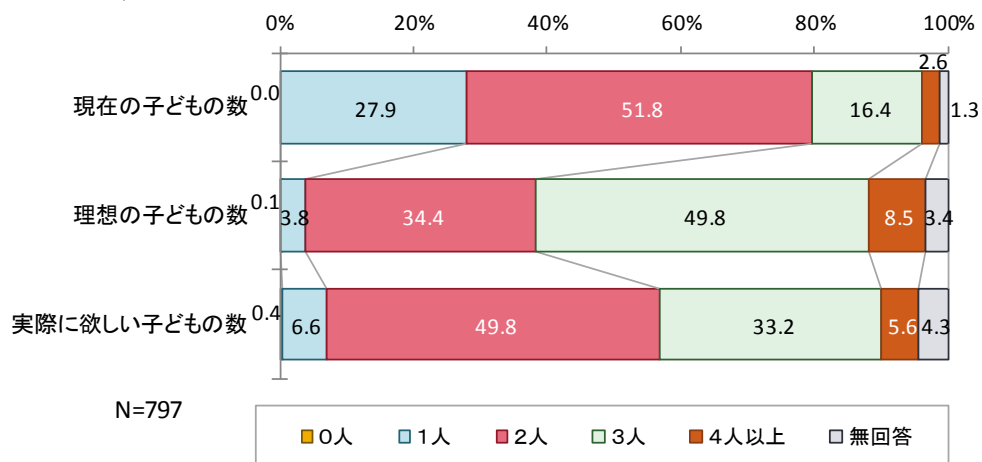


資料 「結婚等に関する県民意識調査」(H23 富山県)

④出産に対する意識

子どもを持つ保護者の理想の子どもの数は、約半数が「3人」と回答している一方、実際に欲しい子供の数は「2人」が約半数とギャップがあります。

◎子どもの数

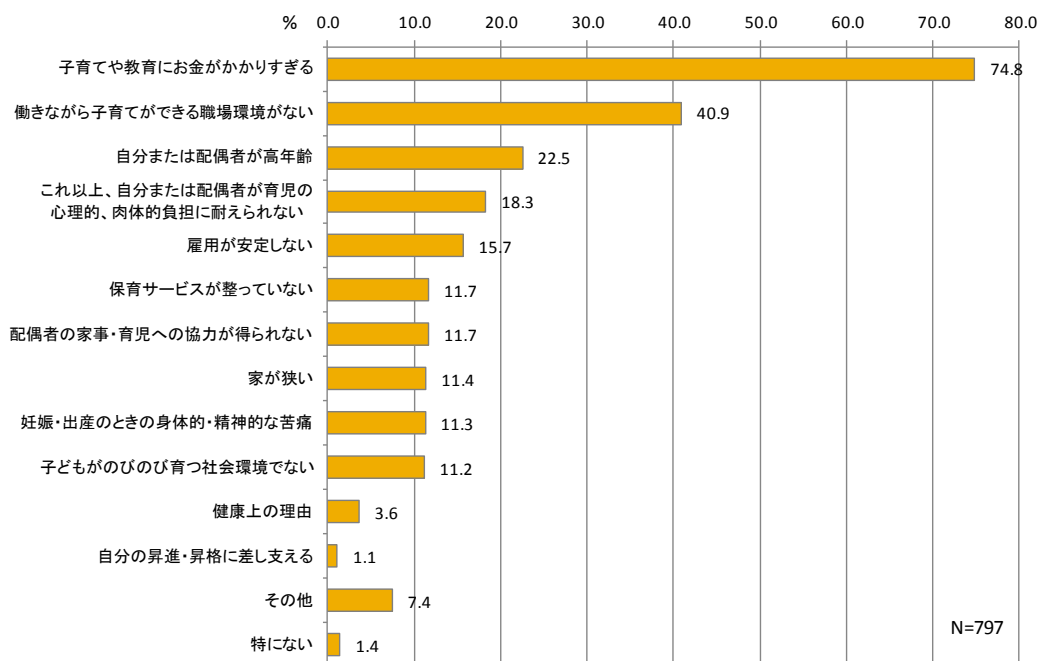


資料 「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

⑤子どもを増やすにあたっての課題

子どもを増やすにあたっての課題として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「働きながら子育てができる職場環境がない」となっています。

◎子どもを増やすにあたっての課題



資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

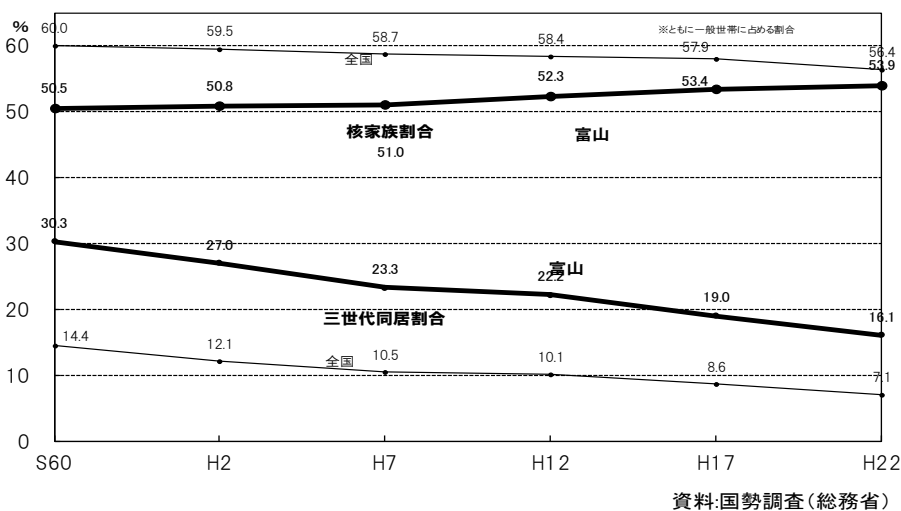
2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

(1) 子育て家庭の状況

①家庭形態の変化

本県の三世帯同居世帯は、16.1%と全国に比べ高い割合（全国順位 5 位）となっていますが、一世帯あたりの人員は減少しており、核家族世帯の割合が年々増加し、全国平均に近づいています。

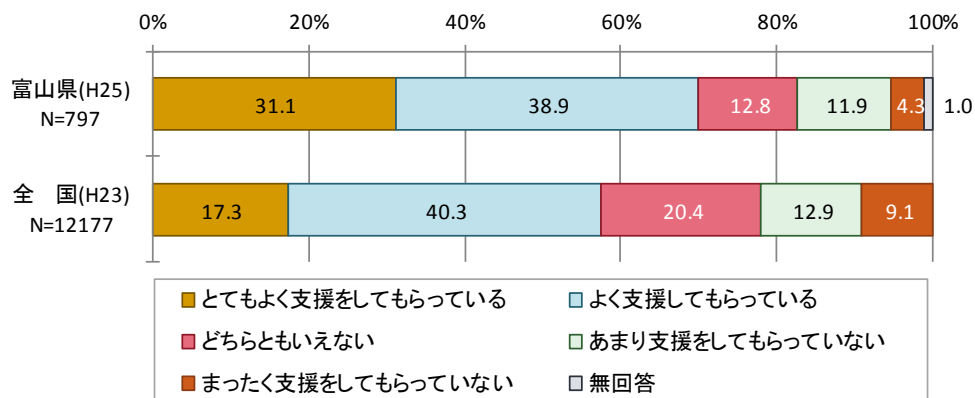
◎三世帯同居世帯比率及び核家族世帯比率の推移(全国、富山県)



②親からの支援

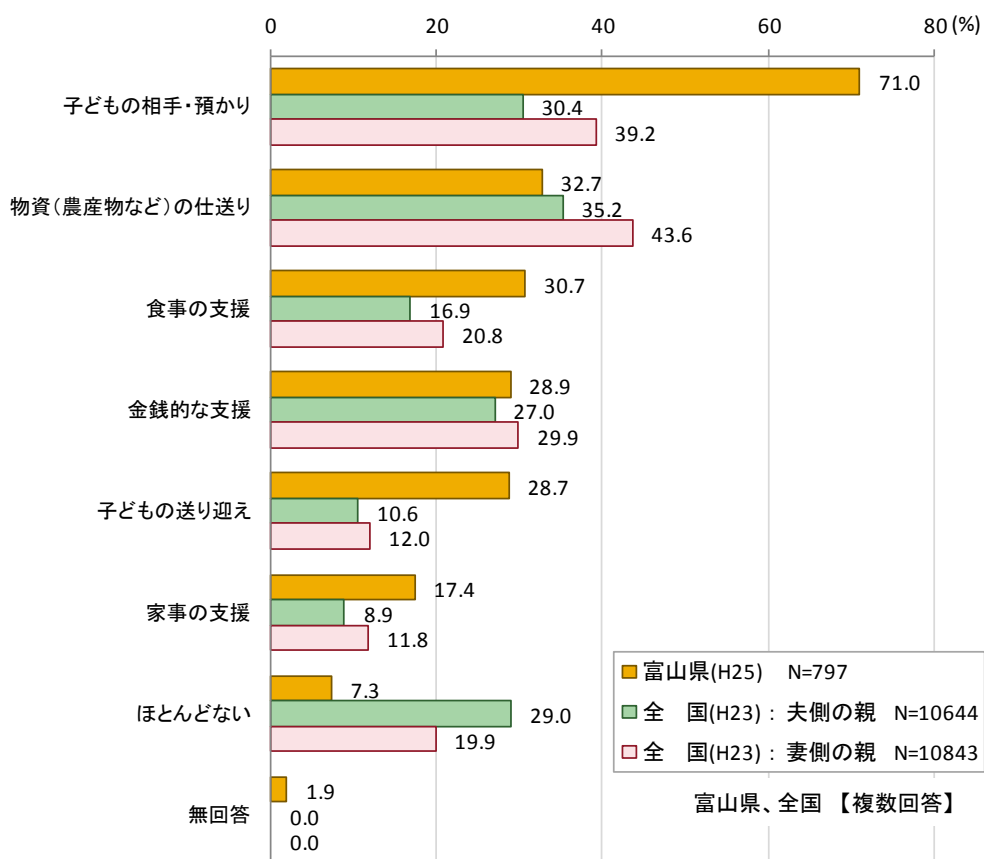
子育てへの親からの支援は、全国よりも高い割合となっています。また、支援の内容は、「子どもの相手・預かり」「食事の支援」「子どもの送り迎え」など、直接子どもの世話をする支援を受ける割合が高くなっています。

◎親からの支援



資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

◎親から受けている支援の内容



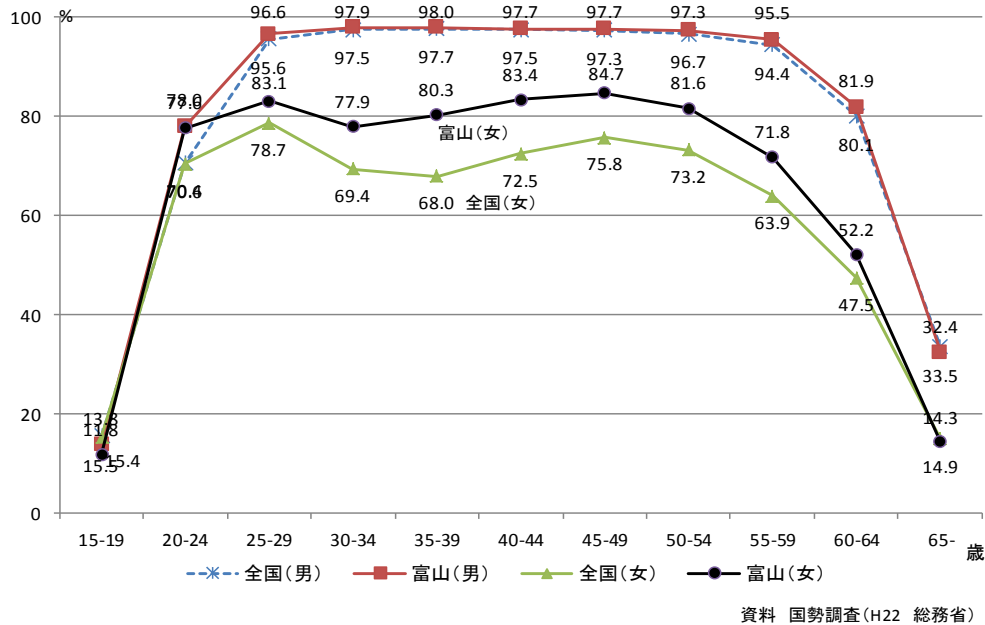
資料「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

(2) 仕事と子育ての状況

① 高い女性の就業率

本県の女性の就業率は、平成 22 年で 49.9%（全国順位 7 位）と高い状況にあり、三世同居率が高く、家族支援が得られやすい環境などから、出産育児期に働く女性の割合も全国より高くなっています。

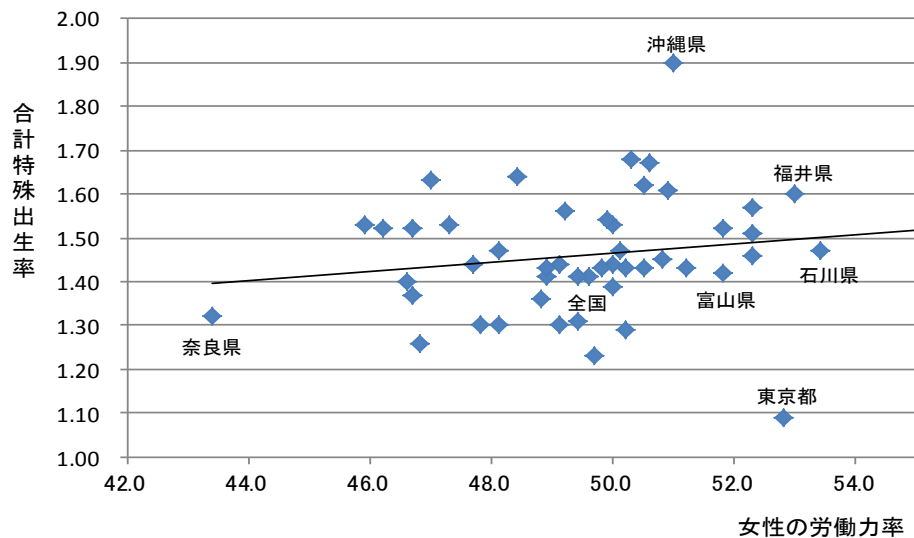
◎年齢階級別男女別労働力率(H22)



② 女性の労働力率と合計特殊出生率の関係

都道府県別の女性の労働力率と合計特殊出生率の関係をみると、労働力率が高い都道府県の方が、合計特殊出生率も高い傾向があります。本県は、労働力率が高いものの、合計特殊出生率は全国並となっています。

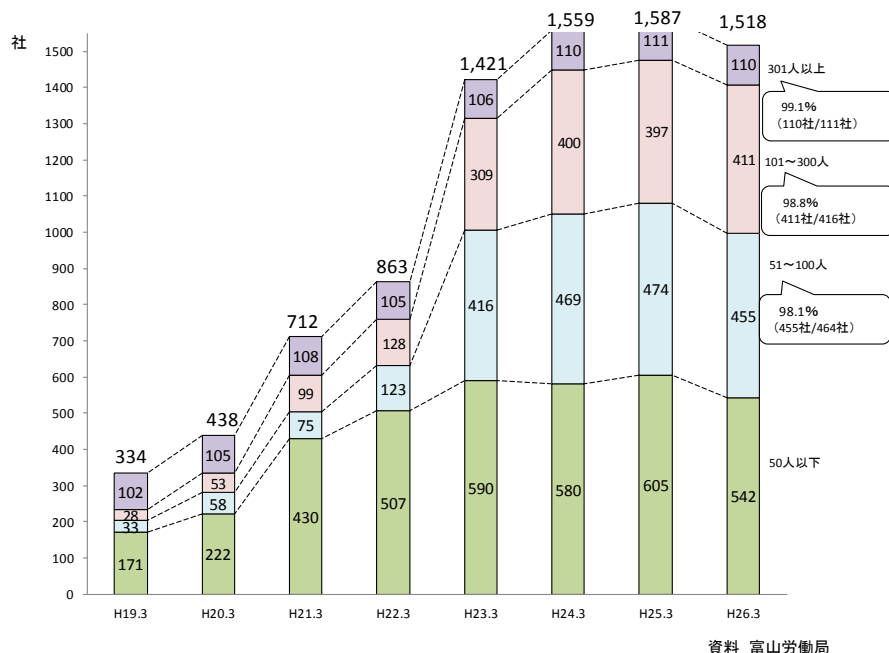
◎女性の労働力率と合計特殊出生率の関係(H22)



③一般事業主行動計画の策定

本県では、子育て支援・少子化対策条例により H23 年から従業員 51 人以上の企業に一般事業主行動計画の策定を義務付けており、従業員 51～100 人企業の策定状況は、25 年度末で約 98% となり、全国的にもトップレベルとなっています。

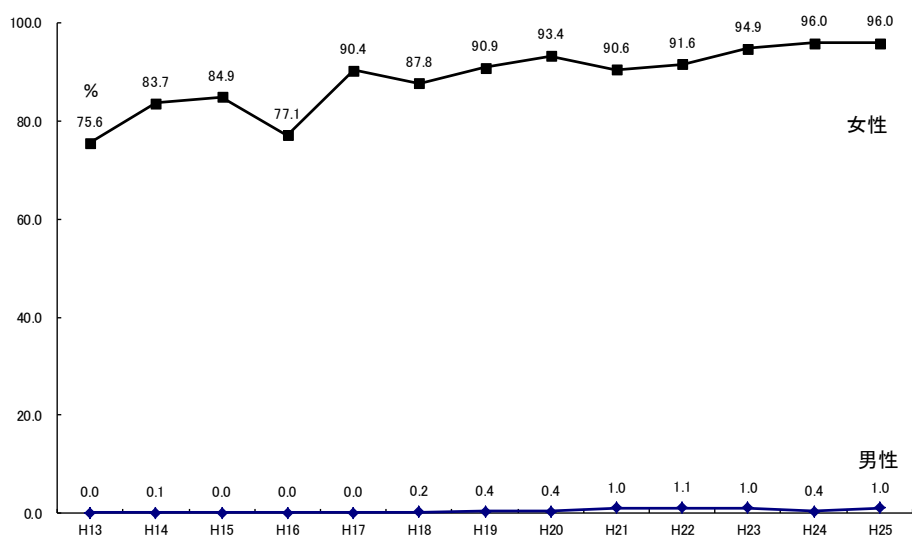
◎一般事業主行動計画届出状況



④育児休業の取得率

女性の育児休業取得率は、約 9 割で推移していますが、男性の育児休業取得率は依然として低い状況にあります。

◎育児休業取得率(富山県)

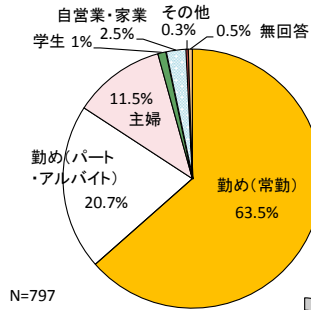


資料 「賃金等労働条件実態調査」(富山県)

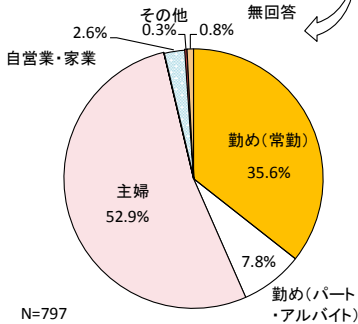
⑤仕事と子育ての両立

母親の就業状況は、第1子出産を機に、常勤が63.5%から35.6%へ減少し、パート・アルバイトも20.7%から7.8%へ減少しています。また、常勤を辞めた理由は、「家事・育児に専念するため自発的に辞めた」「仕事と育児の両立の難しさで辞めた」が多くなっています。

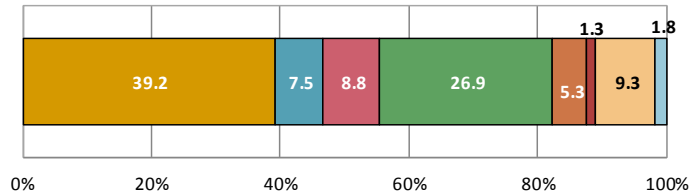
◎出産1年前の就業状況



◎出産1年後の就業状況



◎勤め(常勤)を辞めた理由



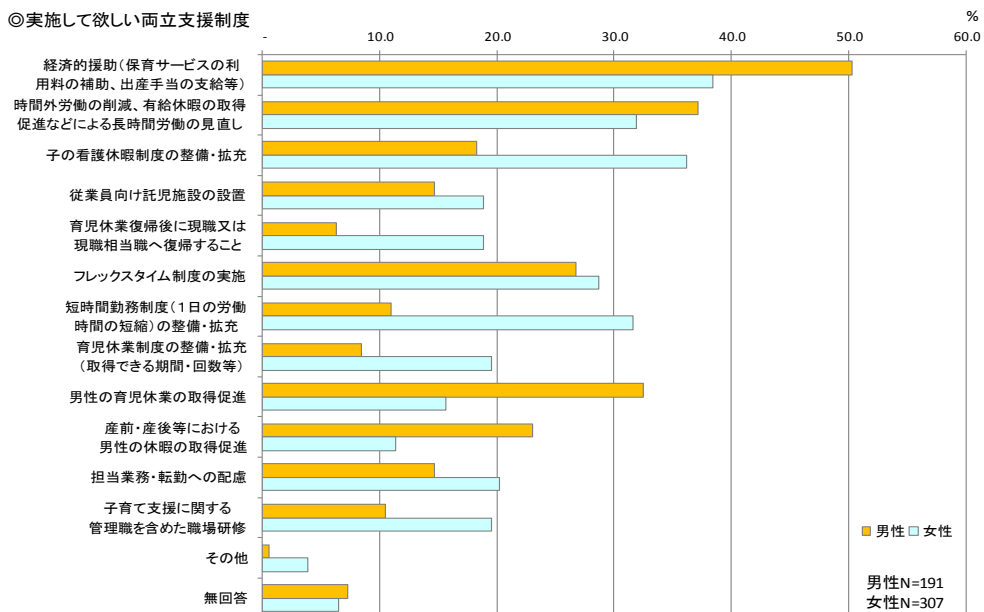
- 家事・育児に専念するため自発的にやめた
- 結婚、出産、育児を機に辞めたが、理由は結婚、出産等に直接関係ない
- 夫の勤務地や夫の転勤の問題で仕事を続けるのが難しかった
- 仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた
- 解雇された、退職勧奨された
- 子を持つ前と仕事の内容や責任等が変わってしまい、やりがいを感じられなくなった(なりそうだった)
- その他
- 無回答

資料 「子育てサービスに関する調査」(H25 富山県)

⑥男性の意識

県が実施した意識調査では、今後実施して欲しい両立支援制度として、「男性の育児休業の取得促進」「産前・産後の男性の休暇の取得促進」について、男性が女性の回答を上回っています。

◎実施して欲しい両立支援制度



資料 「仕事と子育ての両立支援に関する意識調査1」(H25富山県)

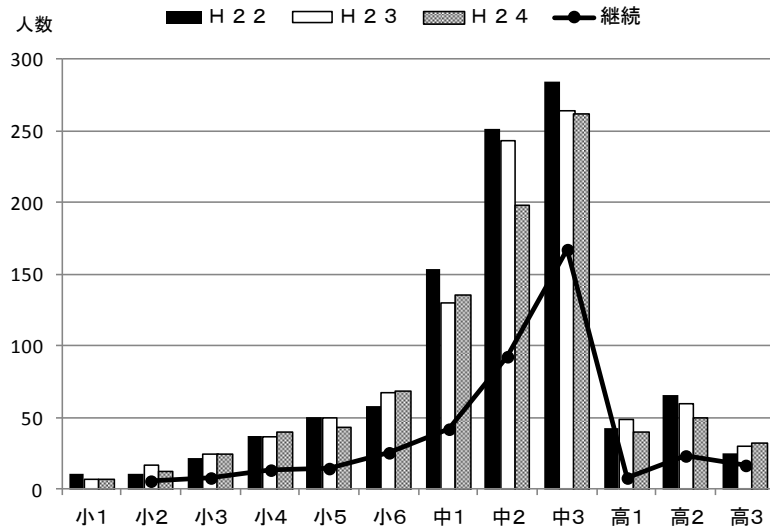
(3) 子どもの状況

① 不登校

本県の不登校の児童生徒数は、中学校に入ると急増しています。平成24年は平成23年と比べ全体としては減少しています。

また、不登校状態が継続している生徒数は、中学校時に急増しています。

◎不登校児童生徒数の学年別内訳

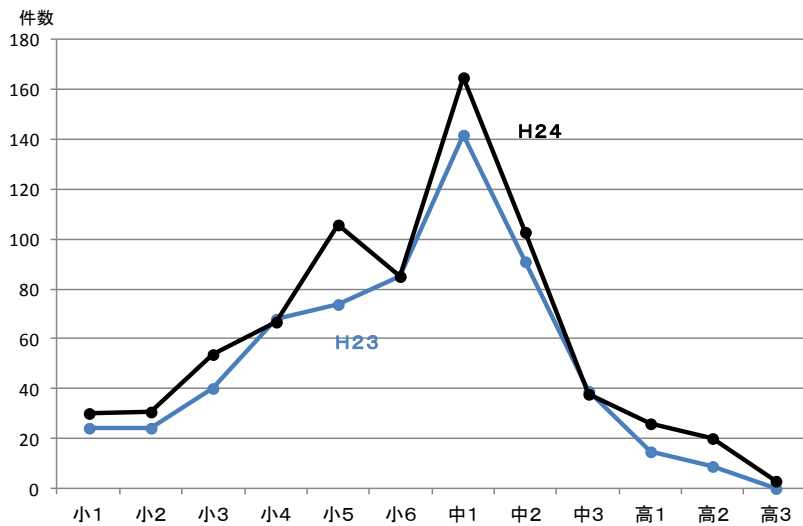


資料:富山県教育委員会

② いじめ

いじめは学年を問わず発生しており、平成24年は平成23年より増加しています。また、いじめの認知件数は平成23、24年とも中学1年生が多い状況となっています。

◎いじめ認知件数の学年別内訳

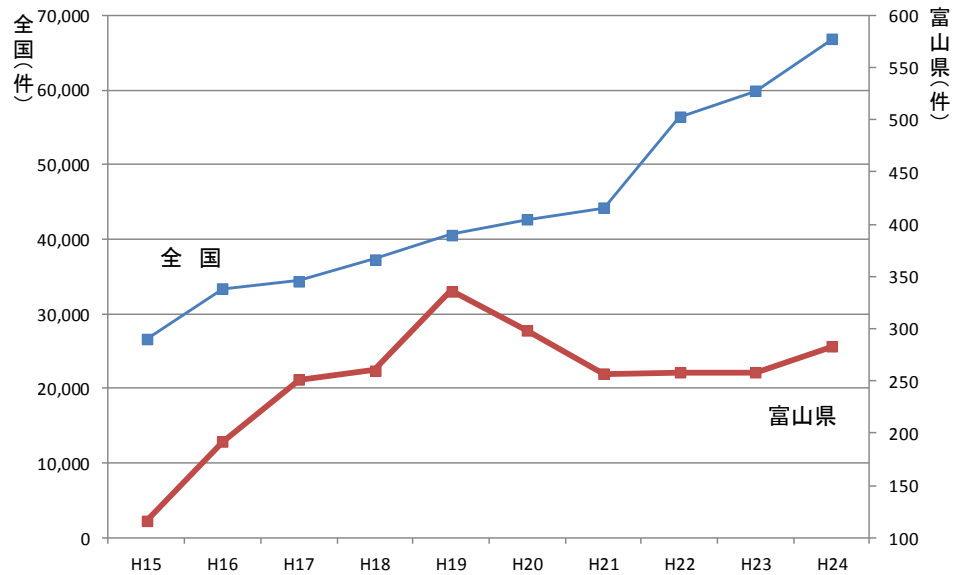


資料:富山県教育委員会

③児童虐待

本県の児童虐待の相談対応件数は、平成 20～21 年と減少していましたが、近年は横ばいなし増加傾向にあります。

◎児童虐待相談対応件数(全国、富山県)



資料 富山県児童青年家庭課

第3章 計画の目標と基本方針

1 めざす社会の姿

子どもの笑顔や笑い声に包まれると、子どもの保護者はもとより、周囲の大人までもが、自然と笑みが浮かび、物事に対する意欲や希望が湧いてきます。

子どもたちは地域の宝、未来への希望です。子どもは、無限の可能性を秘め、まわりの人々との関わりの中でたくましく成長し、明日のとやまの発展を支えるかけがえのない存在であり、とやまの未来を担う貴重な人材です。

子どもたちが周囲からの祝福を受けて誕生し、家族の愛情に包まれながら、地域の様々な人々に見守られ、たくましく健やかに育つ地域社会こそが、県民が夢や希望を持って生き生きと暮らせる活気ある地域社会であり、私たち県民の願いです。

こうしたことから、めざすべき社会の姿をつぎのとおりとします。

子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会

2 基本理念

子どもが健やかに成長する上では、まずは、保護者が子育ての第一義的責任を持っており、家庭において、深い愛情をもって、子どもを育てなければなりません。しかしながら、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。めざす社会の実現にあたっては、行政はもとより、地域住民、事業者などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取組みを進めることが求められています。

このため、県はもとより県民一人ひとりが、子育て支援・少子化対策を進めるうえで共有すべき基本となる考え方として、子育て支援・少子化対策条例に基づき、次の4つを基本理念として掲げます。

- (1) すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようにすること
- (2) 保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識の下に、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携、協力して取り組むこと
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること
- (4) 子どもの権利・利益が最大限に尊重され、子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されること

3 基本目標

基本理念の下に、「子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会」の実現を目指すためには、県民一人ひとりが、明確な目標を持ち、それに向けて具体的な行動を起こすことが大切です。

そのため、めざす社会の姿をよりわかりやすい目標としてブレイクダウンすると、具体的には、結婚、出産や子育ての「希望」がかなえられ、メリハリのある働き方ができ、子どもが健やかに育つ環境をつくることであることから、計画の基本目標を次のとおりとします。

- ① 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。
- ② 仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。
- ③ すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

4 基本方針

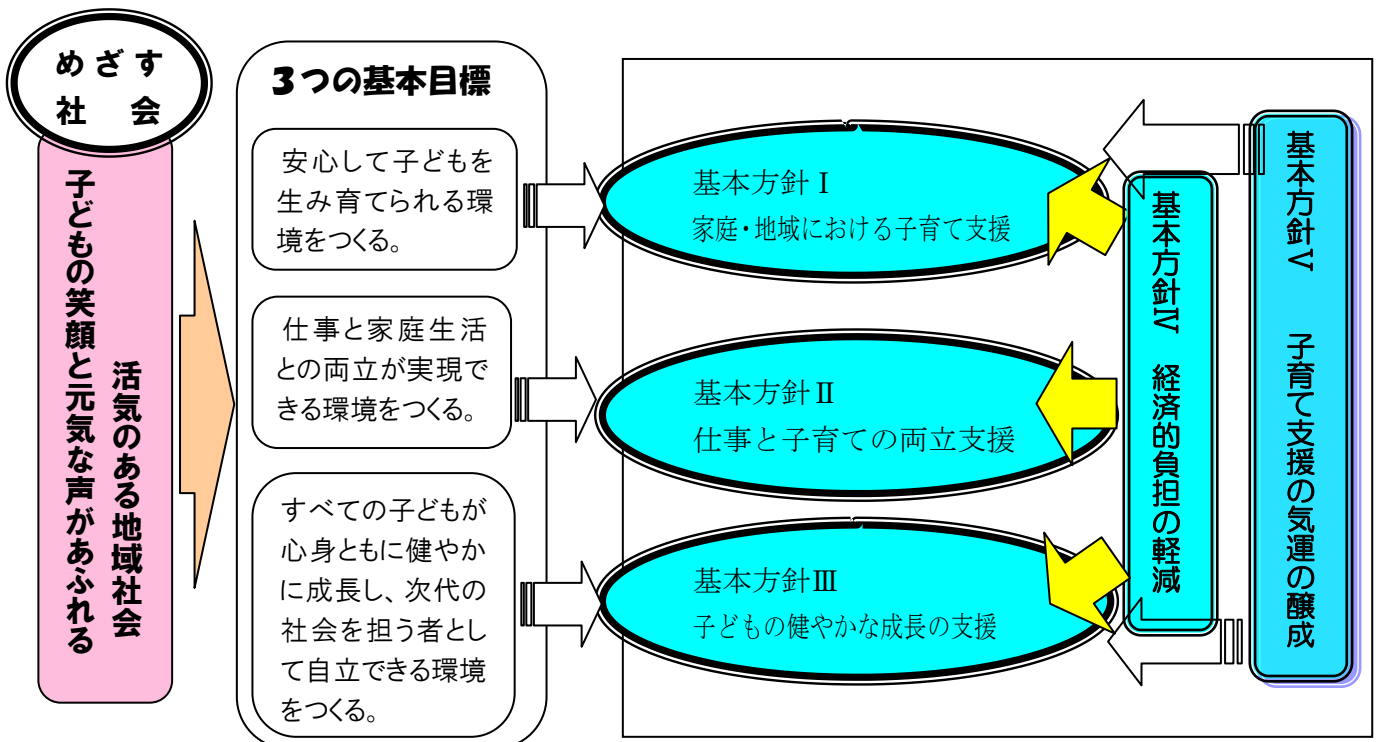
基本目標を達成するためには、家庭や地域に対して取り組む施策だけでなく、仕事と家庭生活の関係に関する施策、子どもたちが育つ環境の改善に向けて取り組む施策が必要です。また、これらの施策に共通する取組みとして、経済的な負担軽減の施策も必要です。

さらに、これらの子育て支援・少子化対策を推進するうえでの基盤となる、子どもの育成や子育てを応援する社会全体の意識づくりや気運の醸成を図る施策も必要です。

このため、子育て支援・少子化対策条例に掲げる基本施策の「家庭・地域における子育て支援」、「仕事と子育ての両立支援」、「子どもの健やかな成長の支援」、「経済的負担の軽減」と、その前提となる県民総ぐるみで取り組む「子育て支援の気運の醸成」の5つを基本方針として掲げます。

- 基本方針Ⅰ 家庭・地域における子育て支援
- 基本方針Ⅱ 仕事と子育ての両立支援
- 基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援
- 基本方針Ⅳ 経済的負担の軽減
- 基本方針Ⅴ 子育て支援の気運の醸成

<イメージ図>



5 今後取り組むべき重点施策 → 資料2のとおり

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 施策体系 → 資料3のとおり

2 ライフステージに応じた施策の展開

3 目標指標

} 次回以降検討

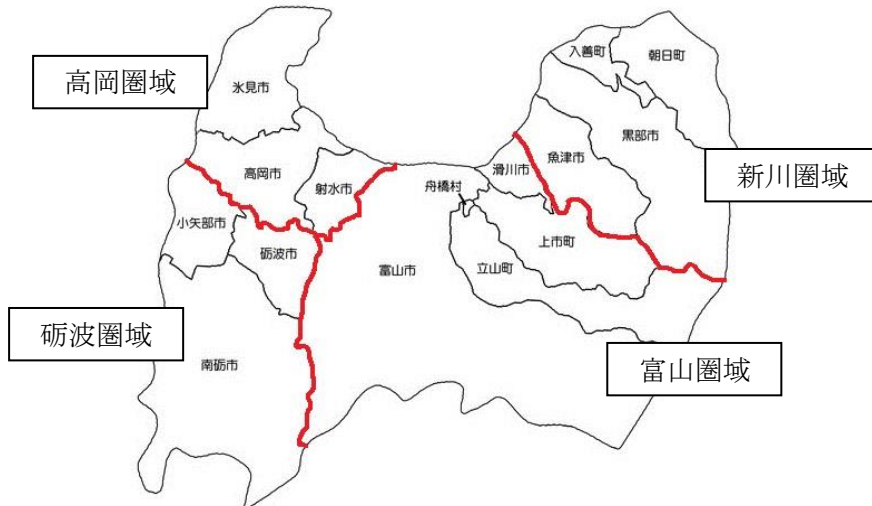
第5章 幼児期の教育・保育の見込み・確保対策

1 教育・保育提供区域の設定

隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を設定。

(考えられる区域例)

1区域（県全域）、15区域（市町村単位）、4区域（新川、富山、高岡、砺波）等



2 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期

- ・各年度における教育・保育の量の見込み
 - ・教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
 - ・認定こども園の目標設置数及び設置時期 を区域ごとに定める。
- (市町村子ども・子育て支援事業計画における数値の集計を基本とする。)

<イメージ>

区 域		H27			…	H31		
		1号	2号	3号		1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		○人	○人	○人	…	○人	○人	○人
②確保 方 策	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	○人	○人	○人		○人	○人	○人
	地域型保育事業							
②-①		○人	○人	○人		○人	○人	○人

※1号…教育のみ

※2号…3～5歳 保育の必要性あり

※3号…0～2歳 保育の必要性あり

第6章 計画の推進

1 主体の役割と協働

主体ごとに期待される役割を、それぞれの状況に応じた具体的な例を示しつつ、わかりやすく記述。

- ① 県民
- ② 保護者
- ③ 事業者
- ④ 行政（県、市町村）

2 国への要請

国の責任において取り組むべき事項を記述。

3 計画の推進体制と進行管理

子育て支援・少子化対策県民会議において、施策の点検・評価を行い、県民へ公表することについて記述。また、PDCAサイクルによるフォローアップの仕組みも記述。